

共通仕様書

1 業務名

学習者用タブレット端末及び指導者用タブレット端末の賃貸借契約（令和7年度調達）

2 契約期間

契約日から令和13年3月31日までを基本とし、別添の市別要件のとおりとする。

3 賃貸借期間及び方法

賃貸借期間は、概ね5年間（別添市別要件のとおりとする）。支払いについては毎月の均等払いとする。
本件の見積もり積算については諸費用も含めて賃借料を算出すること。

4 納入場所

各市が指定する場所

詳細については業者決定後、各市と協議すること。

5 納入期限

別添市別要件のとおりとする。

詳細については業者決定後、各市と協議すること。

6 特記事項

- （1）本仕様書の条件を満たすこと。
- （2）大分市については別添3「大分市詳細仕様書」、日田市については別添4「日田市詳細仕様書」、国東市については別添5「国東市詳細仕様書」を満たすこと。
- （3）賃貸借契約における賃借料の算定基礎となる額は、仕様書に示す各機器の調達、初期設定、搬入、等に係る費用とする。
- （4）納入機器は新品とし、賃貸借期間満了時まで保守対応ができること。
- （5）本件の落札者は、請け書及び費目明細を作成し、提出すること。
- （6）納入物品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。
- （7）機器の調達、納入等すべての諸費用については受注者の負担とすること。
- （8）機器の納入については、所定の位置に指定する期日までに行うとともに、機器の搬入には細心の注意を払うこと。また、建物に破損が生じた場合、修理に要する費用は受注者の負担とすること。
- （9）前記の項目に関し、または前記以外に必要な事項が生じた場合は、発注者と受注者で協議すること。
また、契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- （10）当該物品供給契約の締結は、議会の議決が必要となる市においては、当該入札落札後に落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後に本契約とする。
- （11）本件は大分県の「大分県公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用するものである。その補助金の内容については、大分県教育委員会のサイト「大分県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱の関係書類一式（※1）」及び、文部科学省のサイト「GIGA スクール構想の実現について（※2）」内にある要綱等、内容を十分に確認すること。また、各市と当該補助金の共同申請を行うこと

に同意の上、入札に参加すること。補助金の対象となる範囲等については、当該の項目を参照のこと。

※ 1 (URL) <https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/kikin-syorui.html>

※ 2 (URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm

(12) 補助金及び補助金に係る事務

- ・本事業は、大分県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱および GIGA スクール構想 加速化基金管理運営要領に基づく補助対象事業であり、各市が調達する学習者用タブレット端末の台数に対して、GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領別添第 3 条（1－2） 公立学校情報機器リース事業に基づく 補助金（以下、補助金）の交付が行われる予定であることから、入札金額の算定にあたっては、本補助金の交付予定金額を見込んだうえで算定を行うこと。
- ・受注者は、本補助金に係る申請資料などを作成し、大分県に各市と共同で申請や実績報告、会計検査院対応等を行うこと。なお、補助金の手続き等の詳細については、別添「大分県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱」および GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領を参照すること。また、補助金の事務手続きの期限等については、各市が別途指示する。
- ・補助金については、大分県へ実績報告をした後、一括して大分県から受注者へ交付される予定である。
- ・受注者は、仕入税額控除金額の確定後に補助金返還の事務手続きを大分県に対して行うこと。

7 契約内容

(1) 導入内容一覧

調達物等	製品名、メーカー等（注記無は参考）	数量
共同調達範囲		
1. 学習者用タブレット端末及び指導者用タブレット端末		
① 賃貸借契約諸条件	別添の市別要件のとおり	
② タブレット端末 (学習者用、指導者用)	iPad (Apple、指定)	55,424 台
2. キーボード、スタンド		
スタンド一体型キーボード	RUGGED COMBO4 (ロジクール、参考)	55,424 台
3. 管理ソフト (MDM) 5 年間		
管理ソフト (MDM)	別添の市別要件のとおり (以下の 3 つより市が選択)	
	Cisco Meraki (選択)	32,544 式

	Mobiconnect for Education with AAES (選択)	21,875 式×5 年間 2,903 式×1 年間 (宇佐市)
	Jamf pro (選択)	1,005 式
4. 導入設計・設定作業・体制		
設定作業	別添市別要件のとおり	市毎で 9 式
5. インストールアプリ		
インストールアプリ	別添市別要件のとおり	
6. 納品成果物		
納品成果物	調達予定市毎	市毎で 9 式
7. タブレット端末操作研修		
タブレット端末操作研修	別添市別要件のとおり	6 式
8. 管理者向け運用研修		
管理者向け運用研修	別添市別要件のとおり	6 式
9. タッチペン		
タッチペン	別添の市別要件のとおり	
	スタイラスペン (充電式)	885 式
	導電性繊維タッチペン (非充電式)	46,402 式
10. 端末の引き取り		
端末の引き取り	別添市要件のとおり	3 式
11. 利活用・運用支援サービス		
利活用・運用支援サービス	別添市別要件のとおり	5 式
12. 端末保証		
端末保証サービス	別添市別要件のとおり	
	AppleCare for iPad-GIGA- (Apple、例)	32,544 式
13. 有償アプリ		

有償アプリ	ロイロノート・スクール（指定品）	37,376 式
14. その他		
その他	別添市別要件のとおり	

※各市が指定する製品以外は仕様を満たしていれば同等品での調達を認める。ただし、令和7年〇月〇日(△)

17:15 までに大分県 ICT 連絡協議会事務局（大分県教育委員会 教育 DX 推進課）に機能等証明書を提出することにより申請し承諾を得ること。

※導入予定機器は新品の現行モデルであること。契約時に新製品がリリースされた場合、発注者と協議のうえ、納入物品を確定させること。

（2）仕様詳細

1. ① 賃貸借契約

契約内容は下記の通りとし、各市契約内容については、別添市別要件を確認すること。

なお、基金の補助対象になるのは、学習者用タブレット端末にかかわる部分であり、指導者用タブレット端末にかかわる部分については補助対象外であることに留意すること。補助対象となる範囲については文部科学省のサイト「GIGA スクール構想の実現」内の「基金による 1 人 1 台端末の更新」の内容（要綱等）を確認すること。また、基金の申請等諸手続においては、消費税等仕入控除税額を明らかにし、申請等（返還も含む）にあたって適切に取り扱うこと。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm

リース① 譲渡条件付きリース（無償譲渡）	1. 物件ラベル貼付 ・各市での端末設計設定業務にて、借入品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。 ・賃貸借期間満了後は、機器等を発注者に無償譲渡すること。
リース② 残価設定型リース	1. 物件ラベル貼付 ・各市での端末設計設定業務にて、借入品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。 2. 延長条件（iPad 限定） ・契約満了後、発注者からの要望がある場合、基本はタブレット端末（iPad 端末）については月額料金と同額で再リースを、その他の物品については、月額料金の 10 分の 1 程度の金額にて 1 年単位で行うことができること。但し、発注者及び受注者の双方合意の上、月額料金及び再リース期間を変更できるものとする。 3. 返却期日と原状回復義務 ・賃貸借期間満了後は契約を終了とし、機器を 45 日以内に返却すること。また、発注者は賃貸借機器を返還する際、保存されたデータを全て削除する等、借り上げ機器を引き渡し当時の原状（通常の損耗は除く）に回復し、安全に引渡すために適切な方法により物件を梱包する。 ・返却する端末はデータ消去、アクティベーションロックを解除したう

	えで、導入台数の 95%以上を破損なく稼働できる状態で返却するものとする。このことにおいて修理が必要となった場合には、Apple 正規代理店にて修理すること。なお、同梱される充電器、ケーブル類に関しては使用できる物は可能な限り返却する。 4. 物件回収率（全物件に対して 5%の返還免除） 発注者が物件を紛失又は破損したことにより物件の一部を返還することが困難となった場合には、受注者は残価設定の対象台数の 5%を上限とする数の物件について返還を免除すること。 5. 返却時の梱包作業 返却、原状回復および梱包等にかかる費用は、すべて発注者の負担とする。 ※日田市については、日田市詳細仕様書を確認すること。佐伯市については、市別要件の「14. その他」を確認すること。
リース③ ファイナンスリース	1. 物件ラベル貼付 ・各市での端末設計設定業務にて、借入品であることを明示したシールを作成し、本体等に貼付すること。 2. 延長条件 ・契約満了後、発注者からの要望がある場合、月額料金の 10 分の 1 程度の金額で再リースを行うことができること。 3. 返却期日と原状回復義務 ・賃貸借期間満了後は契約を終了とし、機器を 45 日以内に返却すること。また、発注者は賃貸借機器を返還する際、保存されたデータを全て削除する等、借り上げ機器を引き渡し当時の原状（通常の損耗は除く）に回復し、安全に引渡すために適切な方法により物件を梱包する。 ・返却する端末はデータ消去、アクティベーションロックを解除したうえで、破損なく稼働できる状態で返却するものとする。 このことにおいて修理が必要となった場合には、Apple 正規代理店にて修理すること。 なお、同梱される充電器、ケーブル類に関しては使用できる物は可能な限り返却する。 4. 返却時の梱包作業 ・返却、原状回復および梱包等にかかる費用は、すべて発注者の負担とする。

1. ② 学習者用タブレット端末及び指導者用タブレット端末

- ・数量や指導者用タブレット端末の要否については市別要件を参照すること

OS	iPadOS（iPadOS18相当以上）
ストレージ	64GB以上
画面	10～14インチ、タッチパネル

無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac以上
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
音声接続端子	USB Type-Cポートに3.5mmプラグ仕様のマイク・ヘッドフォンが接続できる変換アダプタを端末台数分用意すること(ハードウェアキーボードの本体カバーを取り付けた状態でも、本アダプタを端末のUSBType-Cポートに接続できること)
外部接続端子	USB2.0以上の規格であってUSB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8時間以上
重さ	1.5kg程度を超えないこと (本体及びハードウェアキーボード)
電源アダプタ等	導入する端末に対応する電源アダプタ及びケーブルを添付すること
その他	Automated Device Enrollment(旧：Device Enrollment Program)に対応していること
製品指定	Apple iPad (第10世代モデル) Wi-Fiモデル 同等以上

2. キーボードケース

- ・数量については1. ②学習者用タブレット端末及び指導者用タブレット端末と同数とすること
- ・市別要件を参照すること

本体	・1. ②タブレット端末に対応していること ・保護性能において衝撃吸収が可能であること。 ・スタンド機能を有すること。 ・液晶画面を覆うカバーが付いたケース（いわゆる手帳・ノート型）であること。 ・1. ②タブレット端末の画面サイズに対応すること
キーボード	・日本語JISキーボードであること
その他	・端末本体とはSmart Connectorを使って接続でき、ペアリングや充電が不要であること ・タッチペンを持ち運ぶためのホルダーがあること。 ・3年間、または5年間のメーカー保証を付帯すること。また、送料はメーカー負担の先出センドバック方式であること。 ・国内の学校に旧モデルも含み累計200万台以上の出荷実績がある製品であること
例示品	ロジクールRUGGED COMBO4

3. 管理ソフト（MDM） 5年間

- ・数量についてはタブレット端末の合計と同数とすること。
- ・すでに MDM を導入している市に合わせるため、指定品とする。
- ・詳細については、別添市別要件を確認すること。
- ・発注者がライセンス違反を犯さないよう、受注者の責任において構築期間中も含めて必要なライセンスを納入すること。

4. 導入設計・設定作業・対応体制

※大分市、日田市、国東市については別添市別要件を確認すること。

iPad と MDM の設計・設定作業については Apple VAR（Value Added Reseller）または AAES（Apple Authorized Education Specialist）として認定されている企業が提供しているサービスを利用すること。

- ・既存環境をアセスメントした上で推奨設定を提示すること。
- ・各設定内容の詳細については、教育委員会の要望をヒアリングし協議のうえ決定すること。
- ・端末を ADE(DEP)登録すること。
- ・MDM で作成する設定情報等は各学校のグループ配下で変更等が可能なように作成すること。
- ・設定情報が入力されているファイルはタブレット端末の利用者側では削除ができないようにすること。
- ・アプリ管理は UI3 をベースとして mobiApps オンデマンドを構築し、ルートグループのアプリリストを登録すること。登録するアプリの個数に制限は設けず、受注者にて対応すること。
- ・OS とインストールアプリは作業時の最新版で納品すること。
- ・管理ラベルを 3 つ貼付すること。
- ・フィーチャーセット/プロファイル/管理ポリシーを端末に配信し適用確認をすること。
- ・5 に記載があるインストールアプリを MDM からライセンスを割り当てて iPad にインストールすること。Web フィルタリングアプリは動作するように有効化の処理をすること。
- ・2 のキーボードケースを iPad に取り付けること。
- ・指定場所までの配送までを本調達の範囲とし、開梱・保管庫への格納作業など納品時に発生する作業は含まれない。ただし、動作確認作業を 1 自治体につき 1 校以上で実施すること。詳細については随意契約時に発注者と協議すること。動作不良が確認された場合、速やかに修正作業ができる体制を有していること。
- ・調達機器に障害が発生した場合、迅速に各学校を訪問し対応できる体制を有していること。障害対応のフローや対応可能時間帯を事前に明示できること。

5. インストールアプリ

- ・詳細については、別添市別要件を確認すること。

6. 納品成果物

※大分市、国東市については別添市別要件を確認すること。

運用開始後、教育委員会及び学校が、タブレット端末を円滑に管理できるよう、下記の文書を市町毎に作成すること。

- ・基本設計書（タブレット端末、管理サービス）1 部

タブレット端末、および管理サービスに関わる設計内容を示した書類。

- ・設定情報一覧（シリアル番号等含む）1部

タブレット端末や管理サービスについて、納入時までに行った全ての設定に関する手順及び設定内容を示した書類。

- ・実務手順書（タブレット端末、管理サービス）1部

Apple School Manager 及び Volume Purchase Program 並びに MDM について、運用上必要な操作をまとめた手順書を納入すること。なお、ここで言う「必要な操作」とは初期設定時の手順を示すものではなく、導入後に発生しうる事象に関する操作手順も含むものであり、少なくとも下記を含むものとする。

（ア）アプリケーションの追加・削除・アップデート

（イ）OS のアップデート

（ウ）設定情報の追加・変更・削除

（エ）故障時の対応

設計・設定は市毎に異なるため、汎用的なものではなくそれぞれに応じた内容で作成をすること。

7. タブレット端末操作研修

- ・要否については、別添市別要件を確認すること。
- ・iPad 本体と Apple 純正アプリの基本的な操作や機能について、1 回の研修を実施すること。
- ・研修は 1 回実施すること。
- ・研修 1 回あたりの時間は約 2 時間程度、1 回あたりの想定参加人数は最大 40 名程度とする。
- ・研修形態や内容については協議の上実施すること。
- ・研修で使用する資料、機材や施設環境は市町村が用意する。

8. 管理者向け運用研修

- ・要否については、別添市別要件を確認すること。
- ・学校における端末管理を担う職員，教育委員会 ICT 担当職員にタブレット端末の管理手順等の習得を目的とする内容で行うこと。
- ・研修形態は原則 Web 会議システムを利用し、研修時間は約 2 時間程度とする
- ・臨場研修の場合は配布資料の印刷、機材や施設環境は各市が用意する。

9. タッチペン

- ・要否については別添市別要件を確認すること。
- ・数量は 1. ②学習者用タブレット端末と同数とすること。

製品① 非充電式	・ 1. ②タブレット端末に対応していること ・ バッテリー非搭載かつ電池不使用であること。 ・ ペンの先端は伝導性繊維製であること ・ 児童生徒の使いやすさを考慮し、ペンの長さは 11cm 以上とすること
例示品	エムディーエス 伝導性繊維ペン先タッチペン

製品② 充電式	・ 1. ②タブレット端末に対応していること ・ 充電式でかつ充電表示 LED が内蔵されていること ・ パームリジェクション機能を有すること ・ 傾き検知機能を有すること ・ タブレット本体とペアリングをせずに使用できること ・ 替え芯が2個以上付属していること ・ ペン先およびバッテリー劣化を除く本体部分の保証を5年とし、メーカー送料負担による先出しセンドバック方式とする
例示品	エムディーエス iPadOS 用充電式タッチペン 5年保証モデル

10 端末の引き取り

要否については、別添市別要件を確認すること。なお、端末の下取りについては、議会の議決を有する市があるため、議案が否決された場合の契約金額は、下取り額を考慮しないこととする。

- (1) 既存 iPad 及び付随する下記のアクセサリー類を引取りすること。引き取りに要する費用については本調達に含めること。

(アクセサリー類)

- ・ キーボードケース
- ・ 保護フィルム、管理ラベル
- ・ AC アダプタ、充電ケーブル

※再使用できない端末や再使用後の端末については、国内で再資源化するよう適切な手続きを行うこと。

※端末を処理する業者は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者又は資源有効利用促進法に基づく製造事業者等であること。また、処分の実施内容が、事業者が認定を受けた範囲内(収集区域、収集運搬方法、収集許可品目、再使用する場合は再使用についての認定がある)であること。

ただし、引取り端末が有価である場合はその限りではない。

※引取り端末が有価である場合、本件の落札者は、下取り価格を提出すること。

- (2) 引取り物品の詳細は別添市別要件を確認すること。

- (3) 端末を引き渡すにあたり、下記の作業は発注者が行うこととする。

(ア)回収端末のリスト作成

(イ)アクティベーションロックの解除

(ウ)Apple School Manager の所有解除

(エ)MDM 管理の解除

(オ)タブレット端末の初期化

- (4)(3)の作業について発注者が行う必要がある操作をまとめた手順書を作成し、納品すること。

- (5)各学校からの回収配送手配、回収に関する梱包材の準備については受注者にて対応すること。

(6)回収後、受注者がデータを再消去又は破砕し、その証明を書面で提出すること。(ただし証明書の様式は問わない。)

データ消去の品質として ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高位で受けた業者で行うこと。

11. 利活用・運用支援サービス

- ・端末の利活用を推進し、安定稼働を図るため、以下に示す内容の端末利活用・運用サービスを提供すること。
- ・要否については、別添市別要件を確認すること。

例示品：SB C&S iPad 活用推進サービス

【利活用】

(動画サービス)

- ・オンデマンド型の教員向け研修動画サービスを提供すること。
- ・動画サービスには以下のコンテンツを含んでいること。

iPad の基本機能（アクセシビリティ、写真、カメラ等）

純正アプリ（Keynote、Numbers、Pages、Clips、iMovie、クラスルーム、スクールワーク等）

- ・「いつ、どの動画を何回視聴したか」集計ができること。

(活用研修) パターン①	・iPad の基本機能や純正アプリケーションの活用研修を 4 回/年を上限に実施すること。 ・教育委員会と協議の上、研修内容を提案すること。また、必要に応じて iPad の基本機能や純正アプリケーションの理解度を可視化できるスキルチェックを実施し、理解度の結果をふまえた最適な研修内容も報告書に含めること。 ・1 回あたりの研修時間は最大で 120 分程度とする。対面・遠隔などについては研修内容等に応じて都度協議することとする。 ・研修資料は電子データで納品することとし、印刷は不要とする。
(活用研修) パターン②	・iPad の基本機能や純正アプリケーションの活用研修だけでなく、教育委員会及び学校のビジョンと課題をヒアリングし、それに応じた計画を立て、教員の人材育成を含む活用促進を目的とした活動を実施すること。 ・研修講師は Apple 認定資格の「Apple Professional Learning プロバイダー」のメンバー、または実際に ICT を活用した授業の実践経験者であること。 ・1 回あたりの研修時間は最大で 120 分程度とし、4 回/年を上限とする。対面・遠隔などについては研修内容等に応じて都度協議とする。 ・必要に応じて iPad の基本機能や純正アプリケーションの理解度を可視化できるスキルチェックを実施し、理解度の結果をふまえた最

	適な研修内容も報告書に含めること。 ・研修資料は電子データで納品することとし、印刷は不要とする。
--	---

【運用支援】

1. 求める条件

学習や指導に iPad を最大限活用するための方法を提案することができ、それを提供する知識及び技術を有していること。「Apple Authorized Education Specialist」の資格を有していること。または、以下の項目すべてを網羅していること。

- ・ 50 以上の教育委員会に対して「1 人 1 台の iPad」と「それらを管理するための MDM 製品を組み合わせた導入設計から実装」までの実績があること。
- ・ Apple Professional Training に含まれる「Device Support」および「Deployment and Management」の資格を有する技術者が 3 名以上在籍していること。
- ・ AppleCare OS Support for Resellers を契約していること。
- ・ 発注者が採用する MDM のメーカーであるインヴェンティット社からベストパートナー認定を受けていること。
- ・ 問い合わせ専用窓口を開設して対応をすること。
- ・ 本業務を遂行する体制図を作成し契約開始時に提出すること。
- ・ 問い合わせ内容とその回答を管理し、毎月電子データとして提出すること。
- ・ 問い合わせ範囲に含まれているシステムアップデートがあった際は、運用管理面だけでなく教育現場での端末活用に有益な内容を抜粋した上で情報を提供すること。
- ・ ID 運用管理や年次更新作業、日々の端末管理などの課題に対する改善策を四半期に 1 回の頻度で実施する定例会で提示すること。さらに、作業プロセスを検証した上で、手順書等を作成し改善作業のサポートを担うこと。
- ・ 加えて、設計・設定に変更が生じた場合は都度、変更管理書に履歴を残すこと。
- ・ 教育委員会に担当変更が生じた際などに運用管理に必要な研修会を実施すること。
- ・ 納品時に受注者が納品する「運用ガイド」に変更があった場合は最新版を納品すること。
- ・ MDM を利用した管理運用にあたり、操作方法をまとめた下記オンデマンド型の動画マニュアルを提供すること。

(動画マニュアル詳細)

- ・ アプリの管理（アプリ配信、アップデート、削除、mobiApps オンデマンド）
- ・ システムアップデート
- ・ iPad に設定されているパスコードのリセット
- ・ iPad 紛失時の対応
- ・ 動画については視聴ログを確認できること。

12. 端末保証

- ・ 要否と調達数量については、別添市別要件を確認すること。

保証範囲	・ iPad に付属されている AC アダプタやケーブルも保証範囲とすること。 ・ 自然故障、バッテリーの保存容量が 80%未満に劣化した端末については回数無制限で交換ができること。 ・ 過失や事故による損傷について、総契約台数の 5%まで追加費用なく修理ができること。 ・ 保証対象端末、修理履歴、修理可能台数について、専用サイトから確認できること。 ・ 電話サポートがついていること。 ・ 端末修理時に係る往復の送料については、含まない。
例示品	Apple AppleCare for iPad - GIGA 5YR

13 有償アプリ

- ・ 要否と調達数量については、別添市別要件を確認すること。

指定品	ロイロノート・スクール
-----	-------------

14 その他

要否や補足内容については、別添市別要件を確認すること